

序 言

夫 馬 進

本特集號は科學研究費による共同研究「『巴縣檔案』を中心として見た清代中國社會と訴訟・裁判——中國社會像の再検討」(基盤研究(B)、二〇一三～二〇一五年度、研究代表者・夫馬進)の研究報告を兼ねるものである。

『巴縣檔案』輪讀會が始まったのは二〇一〇年七月である。それはもと水越知氏の求めに應じて私的に始めたものであったが、二〇一三年五月からは科學研究費の交付を受けて續けた。参加者の名は、小野達哉「『巴縣檔案』輪讀會検討語彙集」に記してある。『巴縣檔案』と我々の関わりは兩次にわたる科學研究費による研究、「中國明清地方檔案の研究」(一九九七～二〇〇〇年、成果報告書『中國明清地方檔案の研究』)、「東アジア史上における中國訴訟社會の研究」(二〇〇六～二〇一〇年、成果報告書『中國訴訟社會史の研究』)の延長である。

さて、地方檔案を中國史研究の史料として用いる最大の利點は、地方志などからでは決して得られないディテールが得られる點である。しかしいかにディテールが得られると言っても、従來からある史料からでも得られるような認識と結論とを得ていたのでは、しかたないであろう。それをもとにして新しい問題を發見し、そこから従來からある史料を讀み直す必要がある。

地方檔案はディテールを記すが、それを廣い中國にどこまで敷衍して考えられるかにはよほど慎重でなければならない。

また『巴縣檔案』はおおよそ清朝乾隆年間から宣統年間の訴訟文書を主な内容とするが、かつて拙稿「中國訴訟社會史概論」で述べたように、乾隆期と同治期における訴訟・裁判の有様と社會の雰囲気はすいぶん違っている。我々は同じ『巴縣檔案』とは言っても、そこに記される時代的差異に十分に注意する必要がある。我々は共同研究三年間の前半に同治朝のそれ、後半に乾隆朝のそれを集中して讀んだ。時代的な差異に注意したかったからである。本特集號に収録した諸論文は以上記した點からだけで見ても、様々な限界を持つていようである。讀者諸氏のご批判を請う所以である。

今回研究會に参加した者は何度か『巴縣檔案』の舞臺である重慶市、およびそれが所藏されている四川省檔案館（成都市）へ赴いた。私は二〇一三年十月に凌鵬氏とともに四川省檔案館と重慶を訪れた。この時は重慶市内でかつての巴縣衙門を採し當てることができたほか、市内から南約四十キロ離れた太平場へ赴いた。本特集號で書いた何輝山が活動していた市場町である。凌鵬氏にフィールドワークの心得があるのが幸いし、茶館で教えられて何氏宅を採し出すことができた。もともと當主は何輝山の名前を出してもご存じなく、そこで示された『何氏族譜』の中にその名を見つけ、始めて何輝山との何らかの繋がりを確認した次第である。二〇一五年八月には伍躍氏を含めて三人で重慶を訪れ、かつての太平場、接龍場と跳石鎮を訪れたほか、抗日戰爭期に『巴縣檔案』が保管され戦後に「發見」された樵坪山天成寺をも訪れた。

二〇一四年二月二十二日・二十三日には「現代中國社會の歴史淵源」と題する國際シンポジウムを開き、范金民氏（南京大學歴史系）、應星氏（中國政法大學社會學院）、周飛舟氏（北京大學社會學系）、瀧田豪氏（京都産業大學法學部）、寺田浩明氏（京都大學法學研究科）それに私が演壇に立った。四川省檔案館での文獻調査および重慶での鄉村部調査に當つては、陳寶良氏（西南大學歴史文化學院）、陳家建氏（西南財經大學社會工作發展研究中心）、梁勇氏（西南政法大學馬克思主義學院）の協力を得た。邱澎生氏（香港中文大學歴史系）には研究會發足以前から様々に協力いただいた。山本英史氏（慶應大學文學部）には『巴縣檔案（乾隆朝）』をスキャンするに當つて大變にお世話になった。以上の各氏に心より感謝する。